

商品概要説明書

当座貯金

(平成24年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・当座貯金
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・小切手・手形により随時払い戻しできます。
6. 利息	・無利息となります。
7. 手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または〇〇部（電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048－823－7231）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合〇〇部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・口座開設にあたり所定の審査が必要になります。・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。・当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することが出来ます。・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当組合当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。